

4 「民間保育園の子育て支援事業」参加者傷害補償制度

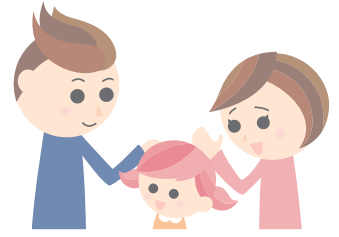
(行事参加者の傷害危険補償特約、保険料確定特約(包括契約特約用)付普通傷害保険)

◆この制度の特長

地域子育て支援拠点事業や同事業に準じた子育て支援事業(活動)中の参加者(園児を含む)が、事業(活動)参加中に、急激・偶然・外来の事故によるケガをされた場合に補償します。(施設の過失の有無を問いません)

※宿泊を伴う保育・行事・自宅から集合場所への往路および解散場所から自宅までの復路は対象となりません。

各施設主催の行事の年間延べ参加人数により年間保険料が決まります。
年間保険料の算出方法は、下記の「年間保険料の算出方法について」をご確認ください。



◆被保険者(補償の対象者)

民間保育園の子育て支援事業(活動)の参加者全員

- 被保険者名を全て契約時にご申告いただいたり、参加者の入れ替わりに伴う手続は不要です。
- 参加者名簿の常時備え付けが必要です(名簿に記載のない方は補償の対象外となりますのでご注意ください)。
事故発生時などに名簿を提出していただくことがあります。

◆お支払いの対象となる主な事故例

- 子ども同士が追いかけてっこをしている最中に頭がぶつかってケガをした。
- 切り絵をしている最中、誤ってハサミで指を切ってしまった。

等

◆保険金額と保険料

加入限度口数は10口です。

保険金の種類	保険金額
死亡・後遺障害保険金額	80万円
入院保険金日額	1,000円
手術保険金	入院中の手術 : 入院保険金日額×10 入院中以外の手術 : 入院保険金日額×5
通院保険金日額	500円
一時払保険料(1名1口あたり)	5円

●すべての被保険者(補償の対象者)について同一の保険金額になります。

※上記保険料は、A料率(お遊戯、子育て相談会等の料率)の場合の保険料となります。行事の内容によってはお引受けできない場合があります。

※上記保険料は団体割引5%が適用されています。保険金額はご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果上記と異なる保険金額に変更される場合があります。この場合、死亡・後遺障害保険金額を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

※上記には食中毒補償特約がセットされておりますので、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒をケガに含め、保険金をお支払いいたします。

※上記セットには熱中症危険補償特約がセットされておりますので、日射または熱射による身体の障害の場合も保険金をお支払いいたします。

年間保険料の算出方法について

年間延べ参加人数

年間延べ参加人数は直近会計年度^(注)の実績をもとに計算してください。

(注)直近会計年度とは、2020年4月1日～2021年3月31日を指します。

(例)A保育所の場合

子育て支援教室(0歳～未就園児・親)	毎月1回・1回あたり20名×12回=240名
育児講座	年3回・1回あたり30名×3回=90名
保育所園庭開放	毎月1回・1回あたり30名×12回=360名
	合計 690名

年間保険料の算出方法

上記で算出した「年間延べ参加人数」に「保険料」と「口数」を乗じてください。

(例)A保育所(3口加入の場合)

$$\text{年間延べ参加人数 } 690(\text{名}) \times 5(\text{円}) \times 3(\text{口}) = 10,350\text{円}$$



保険金をお支払いする場合・お支払いしない主な場合

3 保育施設事故見舞金制度

(学校契約団体傷害保険(学校の管理下のみ補償)(フランチャイズなし)特約・保険料確定特約付普通傷害保険)

4 「民間保育園の子育て支援事業」参加者傷害補償制度

(行事参加者の傷害危険補償特約、保険料確定特約(包括契約特約用)付普通傷害保険)

共通事項

*印を付した用語については、23ページの「*印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ*印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 P18(★)参照	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。	<ul style="list-style-type: none"> ●申込人、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療によるものである場合には、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(③保育施設事故見舞金制度の「I型」には天災危険補償特約がセットされているため、支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって生じた肺炎 ●23ページの「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ ●宿泊のため宿泊施設に入ってから行事参加のため宿泊施設を出るまでの間のケガ (「④『民間保育園の子育て支援事業』参加者傷害補償制度」の場合のみ) など
後遺障害保険金	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合 P18(★)参照	後遺障害*の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%~4%をお支払いします。 (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合 P18(★)参照	[入院保険金日額] × [入院*した日数]をお支払いします。 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする入院した日数は180日が限度となります。 (注2)入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
手術保険金	保険期間中の事故によるケガ*の治療*ため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術*を受けた場合 P18(★)参照	次の算式によって算出した額をお支払いします。 ① 入院*中に受けた手術*の場合 …[入院保険金日額] × 10 ② ①以外の手術の場合 …[入院保険金日額] × 5 (注)1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガ*について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	
通院保険金	保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合 P18(★)参照 (注)通院されない場合で、骨折、脱臼、靱(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギブス等*を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。	[通院保険金日額] × [通院*した日数]をお支払いします。 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする通院した日数は90日が限度となります。 (注2)入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。 (注3)通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。	

- 既に存在していた身体の障害または病気の影響等によりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。
- すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の設定にあたっては、傷害の部位や程度に応じて、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

【③保育施設事故見舞金制度】の場合

特約名	特約の概要
★ 学校契約団体傷害保険 (学校の管理下のみ補償) (フランチャイズなし)特約	学校の管理下(下記参照)にある間にケガを被った場合に限り、保険金をお支払いします。
天災危険補償特約(I型のみ)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ※の場合も、保険金をお支払いします。
熱中症危険補償特約(I型のみ)	被保険者が、急激かつ外来による日射または熱射により身体に障害を被った場合に、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、および通院保険金をお支払いします。
食中毒補償特約 (学校契約団体傷害保険特約用) (I型のみ)	被保険者が細菌性食中毒およびウイルス性食中毒になったことにより、被保険者が身体に被った傷害に対して保険金をお支払いします。
保険料確定特約 (学校契約団体傷害保険(学校の管理下のみ補償)(フランチャイズなし)特約用)	保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度または過去1年間の実績に基づき算出した保険料を領収し、保険期間終了後の確定精算を不要とする特約です。 (※事業(活動)を新規開始の場合は、本特約をセットせず保険期間満了後に確定精算を行います。)

「学校の管理下」とは、次の学校の種別により、それぞれ次に掲げる間とします。

学校の種別	学校の管理下
1. 児童福祉法に基づく保育所等、特定保育事業ならびに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定子ども園	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校(保育所等を含みます。)の授業^(※1)中 ● 在校中^(※2) ● 教育活動行事^(※4)への参加中 ● 登下校中^(※5)

(※1) 学校(保育所等を含みます。)の授業

保育等を含みます。また、正規の教育活動のほか、特別活動を含みます。

(※2) 在校中

授業開始前、授業と授業の間または授業終了後において、学校施設^(※3)内にいる間をいいます。ただし、学校施設^(※3)内にいることについて、校長、園長、学長等が一般的に承認している場合に限りま。

(※3) 学校施設

学校が教育活動のために所有、使用または管理している施設をいい、園児・児童・生徒・学生が居住している寄宿舎、合宿所等を含みません。

(※4) 教育活動行事

学校の教職員が引率する行事で、教育委員会その他の機関または団体が行う教育活動行事をいいます。

(※5) 登下校中

授業(上記学校種別で行われる授業をいいます。)、教育活動行事^(※4)、学校行事^(※6)のため、住居と学校施設^(※7)とを、合理的な経路および方法により往復している間をいいます(「学校契約団体傷害保険(学校の管理下のみ補償)(フランチャイズなし)特約」がセットされていますので、課外活動のために住居と学校施設^(※7)とを、合理的な経路および方法により往復している間も「登下校中」となります。)

(※6) 学校行事

入学式、オリエンテーション、卒業式等教育活動の一環として学校の主催する各種の学校行事をいいます。

(※7) 学校施設

学校施設^(※3)以外の場所で授業等が行われる場合のその場所または所定の集合・解散の場所を含みます。

【④「民間保育園の子育て支援事業」参加者傷害補償制度】の場合

特約名	特約の概要
★ 行事参加者の 傷害危険補償特約	行事に参加している間にケガを被った場合に限り、保険金をお支払いします。
包括契約特約 (毎月報告・一括精算)	引受保険会社と社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会との間で締結している特約書の内容に基づき、包括的に補償内容を約定する方式です。
熱中症危険補償特約	被保険者が、急激かつ外来による日射または熱射により身体に障害を被った場合に、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、および通院保険金をお支払いします。
食中毒補償特約	被保険者が細菌性食中毒およびウイルス性食中毒になったことにより、被保険者が身体に被った傷害に対して保険金をお支払いします。
保険料確定 特約(包括契約特約用)	保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度または過去1年間の実績に基づき算出した保険料を領収し、保険期間終了後の確定精算を不要とする特約です。 (※事業(活動)を新規開始の場合は、本特約をセットせず保険期間満了後に確定精算を行います。)